



日本セラミック株式会社

証券コード：6929

第48期 定時株主総会招集ご通知

日時 2023年3月24日（金曜日） 午前10時
受付は午前9時より開始いたします。

場所 鳥取県鳥取市尚徳町101番地5
とりぎん文化会館（鳥取県民文化会館）
第2会議室

決議事項 **議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
2名選任の件

目次

第48期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	9
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は極力お控えいただき、インターネット等又は書面（郵送）での議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・接触感染のリスクを減らすため、お土産及び飲料のご提供はございません。
- ・ご来場される場合の注意事項などにつきましては、3頁に記載の「ご来場される株主様へのお願い事項」をご参照ください。

招集ご通知

証券コード：6929
2023年3月6日

株 主 各 位

鳥 取 県 鳥 取 市 広 岡 176 番 地 17
日本セラミック株式会社
代表取締役社長 谷 口 真 一

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。以下の当社ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」、「株式・社債情報」を順に選択のうえ、「株主総会」欄に掲載されている情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nicera.co.jp/>

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄に掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記のご案内に従って2023年3月23日（木曜日）午後4時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2023年3月24日（金曜日）午前10時 受付開始 午前9時
2. 場 所 鳥取県鳥取市尚徳町101番地 5
とりぎん文化会館（鳥取県民文化会館） 第2会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項 報告事項 1. 第48期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告
の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類
の内容報告の件
決議事項 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内
- (1) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の「インターネット等による
議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2023年3月23日（木曜日）午後4時までに行使し
てください。
- (2) 書面（郵送）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月23日（木曜
日）午後4時までに到着するようご返送ください。議案に対する賛否が表示されていない
場合には、賛成としてお取り扱いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合
インターネット等と書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インター
ネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネッ
ト等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使
としてお取り扱いいたします。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

-
- 当社は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を下記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ・ 事業報告における会社の体制及び方針
 - ・ 連結計算書類における連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ・ 計算書類における株主資本等変動計算書及び個別注記表
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、下記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

<ご来場される株主様へのお願い事項>

- 接触感染のリスクを減らすため、**お土産及び飲料のご提供はございません。また、株主総会終了後の会社説明会も中止とさせていただきます。**何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 会場内の座席は間隔を空けて配置するため、座席数が例年に比べ減少いたします。入場制限をさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場受付にて、非接触型体温計で体温を確認させていただきます。
37.5度以上の発熱が確認されるなど体調不良と見受けられる方には、ご来場をお控えいただく場合がございます。
- 総会会場においてはマスクの着用、手指等のアルコール消毒へのご協力をお願いいたします。
- 株主総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 今後状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記のインターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<当社ウェブサイト>

<https://www.nicera.co.jp/>

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

日 時

2023年3月23日（木曜日）
午後4時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年3月23日（木曜日）
午後4時到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

行使期限

2023年3月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

ここに議案の賛否をご記入ください。

- | 議案 | |
|-----------------|-----------------------------------|
| ● 全員賛成の場合 | >> 「賛」の欄に○印 |
| ● 全員反対する場合 | >> 「否」の欄に○印 |
| ● 一部の候補者を反対する場合 | >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。 |

※議決権行使書用紙はイメージです。

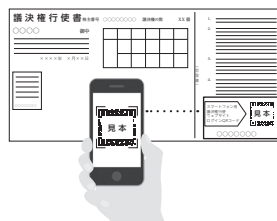
インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

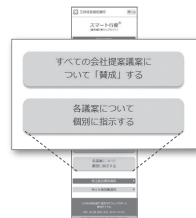
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

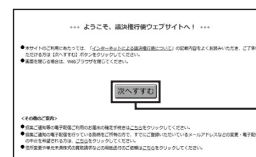


「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しのため取締役を1名減員し、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1	たにぐちしんいち 谷口真一 (1973年2月26日生)	再任	所有する当社株式の数 455,225株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1996年 7 月 当社入社 2002年 3 月 当社取締役 2002年 4 月 当社執行役員兼務（現任） 2003年 1 月 上海日セラセンサ有限公司総経理 2006年 3 月 当社専務取締役 2009年 3 月 当社代表取締役 2011年 4 月 当社統括総務担当兼務（現任） 2012年 2 月 当社経営企画室担当兼務 2014年 2 月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 谷口興産有限会社 代表取締役社長 日セラ興産株式会社 代表取締役社長 昆山日セラ電子器材有限公司 董事長			
選任の理由 谷口真一氏は、製造、開発、営業、海外駐在等、全社にわたる分野で豊富な経験を有し、2009年からは当社代表取締役としてリーダーシップを発揮し、当社グループの経営を牽引、事業の発展に尽力して参りました。その豊富な経験と見識は、今後の持続的な企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号 2	かわ ざき はる こ 川崎 晴子 (1964年11月8日生)	再任	所有する当社株式の数 465,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1987年 4 月 株式会社山陰合同銀行入行 2013年 3 月 当社取締役（現任） 2014年 1 月 株式会社山陰合同銀行退任 2019年 3 月 当社統括総務 経営企画室担当（現任）			
選任の理由 川崎晴子氏は、金融機関に長年在籍していたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。その豊富な経験と見識は、今後の持続的な企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス
議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	地位	企業経営	財務会計/ ファイナンス	研究開発/ 生産	営業	海外経験	法務
谷口 真一	代表取締役社長	○	○	○	○	○	
川崎 晴子	取締役		○				
市川 和人	取締役 (常勤監査等委員)			○		○	
田村 康明	社外取締役 (監査等委員)						○
瀬古 智昭	社外取締役 (監査等委員)		○				○
池原 浩一	社外取締役 (監査等委員)		○				

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、インフレの伸長による各国の金融政策変更に伴う景気の減速懸念や、中国のロックダウン政策やその後の新型コロナウイルス感染拡大による景気減速など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。わが国においては、コロナ禍からの正常化に向けた回復の動きが続くことから、景気は穏やかに持ち直しているものの、物価の上昇や欧米との金融政策の違いに伴い為替相場が不安定になるなど、未だ厳しい状況が続いております。

この様な状況の中で当社グループでは、世界的に自動車生産台数回復の遅れがある中、車載安全向けセンサがシェアの拡大と顧客の在庫確保の動きにより堅調に推移したことと、車載向け電流センサが電気自動車の市場拡大と共に生産、出荷が大幅に増加したことにより好調に推移いたしました。一方、防犯向けセンサは中国の経済失速や、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化などに伴い需要の低迷を受け減少いたしました。

この様な状況の結果、円安効果もあり売上高は23,258百万円（前期比8.9%増）となりました。利益面では、売上高の増加から営業利益は4,178百万円（前期比23.6%増）となり、経常利益は営業利益同様の理由により4,946百万円（前期比25.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は連結子会社である昆山日セラ電子器材有限公司の収用に伴う補償金収入や諸費用の発生などにより5,022百万円（前期比78.3%増）となりました。

2. 資金の調達及び設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,130百万円となりました。所要資金は自己資金によっております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

3. 財産及び損益の状況の推移				
区 分	第45期 (2019年12月期)	第46期 (2020年12月期)	第47期 (2021年12月期)	第48期 (2022年12月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	18,575	17,116	21,358	23,258
営 業 利 益 (百万円)	3,169	2,846	3,380	4,178
経 常 利 益 (百万円)	3,570	3,008	3,940	4,946
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,722	2,133	2,817	5,022
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	101.06	82.19	110.65	206.00
総 資 産 (百万円)	55,635	53,926	56,364	59,003
純 資 産 (百万円)	51,769	49,880	50,869	50,869
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,870.45	1,867.21	1,947.84	2,066.30

(注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除き、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

4. 対処すべき課題

経済活動が地球規模で行われることによって、天災人災を問わず一地域の出来事が世界全体に影響を与えるようになってきていることや、低成長経済の中ではますます低価格化が好まれることもあり、事業環境は極めて厳しい状況となっております。この様な状況の中で存続していくには、市場が要求する新製品への取り組み及び用途の拡大に一層傾注し、より付加価値の高い製品の市場投入、世界的シェアの維持拡大、継続的なコスト削減とリスク分散可能な生産体制の構築が必要であり、また成長のためには当社コア事業とシナジー効果のある他社との事業・資本提携及び買収、或いは新規事業分野への進出を加速化することも必要であると考えております。

① 生産体制

お客様の要求を実現すると共に、当社グループへ利益をもたらす地域で行うことを基本に考えており、従来から海外生産に積極的に取り組んでおります。また、グループ全体の更なる効率化を追求し継続的な改善活動を行って参ります。

② 新製品の開発

市場での競争力を高めていくために、新製品、センサ等の当社グループ製品を組み込んだモジュール品の開発を常に続けており、そのために研究所及び事業部門の中に技術部署を設けております。技術部署は市場に直結する主要製品部門ごとに設置し、顧客ニーズを汲み取りながら新製品の開発、改良に取り組み、市場に提供して参ります。研究所におきましては、現在の主要製品とは別に今後当社グループの核となる製品の開発に取り組んでおります。

③ 営業体制

本社営業部門において、製品ごとに専門性を有した営業担当者を振り分けることで、営業・技術が一体となってお客様のグローバル化に伴うご要望に対応し、リモートなどで対応するなど、その満足度向上に資することで、収益の拡大を図って参ります。

④ 経営管理体制

投下可能な資本を如何にしてリターンの高い事業分野に投下し、継続的な成長を達成できるかが、企業価値の長期的な向上を図る上で重要な課題であると認識しております。ついでには、経営指標（自己資本比率：60％以上、経常利益率：20％以上、自己資本利益率：8％以上）の達成を目指すと共に投下資本利益率、資本コスト及びキャッシュ・フローを強く意識した経営管理を行っており、いわゆる、企業価値経営を重視しております。

⑤ SDGsの取り組みについて

当社の製品は、自動照明や自動車の障害物検知、電気自動車などに使用され、人々に安全で快適な暮らしを提供すると共に、環境負荷低減に繋がる製品用途により、地球環境の保全に貢献しております。

2022年12月に代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置いたしました。今後、取締役会監督のもと、気候変動をはじめとするサステナビリティ全般の課題解決について審議・検証を行っていき、持続可能な社会の実現に向けて努めて参ります。

⑥ 人材育成

企業が成長していくためには優秀な人材が欠かせません。当社におきましては人材の育成を重点課題として取り組んでおります。入社間もない時から、現場で経験を積み、社員それぞれの目標、やりがいが見つかるよう、できるだけ多くの機会、環境を提供するよう取り組んでおります。より良い製品の開発、高度な技術、品質を求められる環境の中で最新の技術、製造ノウハウ等を取り入れるのはもちろんですが、人材の育成についても更に力を入れて参ります。

⑦ 生産性の向上

当社グループの生産の中心はフィリピン及び中国になっておりますが、海外のリスク回避として、国内においても最新鋭の自動生産設備の導入などを行い、生産体制を強化しております。長年培ったセラミック技術をベースに、従来の工程作業内容の見直しを図りながら生産性向上に努め高品質、技術向上を目指し、お客様に高い付加価値を提供して参ります。

株主の皆様には今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

5. 主要な事業内容（2022年12月31日現在）
各種センサ製品や、モジュール製品などの電子部品並びにその関連製品の研究開発及び製造販売を主たる事業として行っております。

6. 主要な営業所及び工場等（2022年12月31日現在）

① 当社	② 主要な子会社	
本社テクニカルセンタ	鳥取県鳥取市	主要な営業拠点
先進技術開発研究所	鳥取県鳥取市	NICERA HONG KONG LTD. 香港
南栄事業所	鳥取県鳥取市	NICERA EUROPEAN WORKS LTD. イギリス
安長事業所	鳥取県鳥取市	NICERA AMERICA CORP. アメリカ
東京営業所	東京都港区	主要な生産拠点
大阪営業所	大阪市淀川区	NICERA PHILIPPINES INC. フィリピン
		上海日セラセンサ有限公司 中国

7. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
NICERA EUROPEAN WORKS LTD.	966千英ポンド	100%	当社及び関係会社の製品の販売
昆山日セラ電子器材有限公司	499,822千人民元	100	電子部品並びに関連製品の製造販売
NICERA HONG KONG LTD.	150千香港ドル	100	当社及び関係会社の製品の販売
NICERA AMERICA CORP.	100千米ドル	100	当社及び関係会社の製品の販売
NICERA PHILIPPINES INC.	25,000千比ペソ	100	電子部品並びに関連製品の製造
上海日セラセンサ有限公司	147,808千人民元	55	電子部品並びに関連製品の製造販売
昆山科尼電子器材有限公司	13,196千人民元	75	電子部品並びに関連製品の製造

(注) 1. 連結子会社は上記7社を含む9社であります。
2. 当連結会計年度において、NICERA EUROPEAN WORKS LTD.は減資を行っております。
これにより、NICERA EUROPEAN WORKS LTD.の資本金は1,466千英ポンドから966千英ポンドに減少しております。
3. 昆山日セラ電子器材有限公司は、電子部品並びにその関連製品の製造販売を行っていましたが、中華人民共和国江蘇州昆山市周庄镇工業新区の工業土地収用により生産活動を停止しております。
4. 昆山科尼電子器材有限公司に対する当社の議決権比率につきましては、上海日セラセンサ有限公司による間接所有割合であります。

8. 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減 数
1,311（2,408）名	85名減（165名増）

（注）使用人数は就業員数であり、契約社員、嘱託、パートタイマー、派遣社員及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
323（46）名	52名増（3名増）	43歳	15年

（注）使用人数は就業員数であり、契約社員、嘱託、パートタイマー、派遣社員及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

9. 主要な借入先及び借入額（2022年12月31日現在）

該当事項はありません。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数

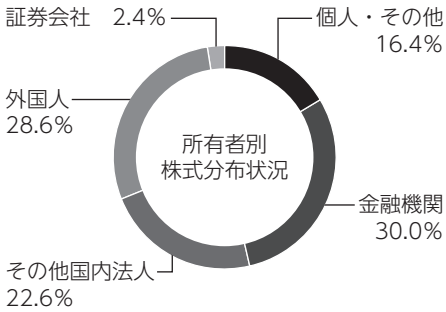
80,000,000株
2. 発行済株式の総数

23,604,639株

(自己株式3,626,618株を除く)
3. 株主数

5,740名

(前期末比917名増加)



4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,814千株	16.16%
谷口興産有限公司	3,783	16.03
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,688	7.15
日セラ興産株式会社	1,113	4.72
株式会社山陰合同銀行	1,084	4.59
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	707	3.00
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	669	2.84
川崎晴子	465	1.97
谷口真一	455	1.93
有限公司山本自動車	347	1.47

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役に関する事項（2022年12月31日現在）

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
*谷 口 真 一	代 表 取 締 役 社 長	統括総務担当 谷口興産有限会社 代表取締役社長 日セラ興産株式会社 代表取締役社長 昆山日セラ電子器材有限公司 董事長
*藤 原 英 機	取 締 役	赤外線センサ事業部担当
川 崎 晴 子	取 締 役	統括総務 経営企画室担当
市 川 和 人	取 締 役 (常勤監査等委員)	
田 村 康 明	取 締 役 (監 査 等 委 員)	田村康明法律事務所 弁護士
瀬 古 智 昭	取 締 役 (監 査 等 委 員)	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士 鳥取空港ビル株式会社 社外監査役 株式会社山陰合同銀行 社外取締役 (監査等委員)
池 原 浩 一	取 締 役 (監 査 等 委 員)	池原公認会計士事務所 所長 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 監事 株式会社グラッドキューブ 社外監査役

(注) 1. *印を付した取締役は、執行役員を兼務しております。なお、取締役兼務者以外の執行役員は、次の8名です。
本城 圭、徳吉 哲夫、近藤 純、高口 誠、川口 浩二、横山 輝紀、中瀬 智、上田 正輝
2. 取締役 川崎晴子氏は代表取締役社長の三親等内の親族であります。
3. 取締役 川崎晴子氏は金融機関に長年在籍していたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集、その他監査の実効性を図るため、取締役(監査等委員)の市川和人氏を常勤監査等委員に選定しております。

-
5. 取締役（監査等委員）田村康明、瀬古智昭及び池原浩一の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 6. 当社は、取締役（監査等委員）田村康明、瀬古智昭及び池原浩一の3氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 7. 取締役（監査等委員）田村康明氏は、弁護士として法務に関する幅広い知識・経験等を有しております。
 8. 取締役（監査等委員）瀬古智昭氏は、弁護士・公認会計士として法務及び会計に関する幅広い知識・経験等を有しております。
 9. 取締役（監査等委員）池原浩一氏は、公認会計士として会計及び税務に関する幅広い知識・経験等を有しております。

2. 責任限定契約に関する事項

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該規定に基づき、当社が取締役（監査等委員）市川和人、田村康明、瀬古智昭及び池原浩一の各氏との間で締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

（責任限定契約の内容の概要）

会社法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、賠償責任を法令が定める限度額までとしております。

3. 取締役及び監査等委員の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b.業績連動報酬（賞与）の内容及び額または数の算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬（賞与）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標及び株主視点を反映した現金報酬とし、前年同期と比較した連結EBITDA（営業利益＋減価償却費）、連結純利益及び連結ROE（自己資本利益率）の成長率に対する達成度等に応じ、0%～200%の範囲で変動した額を賞与として毎年一定の時期に支給する。なお、支給する額については10万円未満を切り捨てとする。

当該指標を選択した理由は、中長期的な企業価値の向上に向け、適切なインセンティブとするため。

業績連動報酬（賞与）におけるKPI(Key Performance Indicator：重要業績指標)は、以下のとおりとする。

K P I	各業績評価計算式	業績連動報酬（賞与）の計算式
①連結EBITDA	当期実績÷前期実績×60%	役位別年間基本報酬×業績評価係数 (①+②+③)=業績連動報酬（賞与）
②連結純利益	当期実績÷前期実績×20%	
③連結ROE	当期実績÷前期実績×20%	

c.基本報酬の額、業績連動報酬（賞与）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業における報酬水準を踏まえ、報酬委員会において検討を行う。

取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬の割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

報酬構成の割合は、基本報酬60%、業績連動報酬（賞与）40%とする。（但し、業績連動報酬（賞与）の目標達成度等が全て100%と仮定した場合の比率。）

d.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当の役割、貢献度、業績の評価及びKPI達成率を踏まえた賞与の評価配分とする。

当該権限を委任する理由は、全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当の役割について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したため。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

e. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみとし、業績連動報酬（賞与）は支給しないこととし、個人別の報酬額は監査等委員である取締役の協議において決定する。

② 当事業年度にかかる取締役の報酬等の総額					
区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	75 (-)	38 (-)	37 (-)	- (-)	3名 (一名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	12 (4)	12 (4)	- (-)	- (-)	4名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	87 (4)	50 (4)	37 (-)	- (-)	7名 (3名)

(注) 1. 上記業績連動報酬等の額は、2023年2月17日開催の報酬委員会、同日開催の取締役会にて決議決定
をしております。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第41期定時
株主総会において年額160百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名でありま
す。

4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第41期定時株主総会において年額
40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は
4名であります。

5. 業績連動報酬等にかかる業績指標は①b.に記載のとおり、前年同期と比較した連結EBITDA（営業利
益＋減価償却費）、連結純利益及び連結ROE（自己資本利益率）の成長率に対する達成度であり、そ
の実績はそれぞれ121.2%、178.3%、177.6%であります。

6. 取締役会は、代表取締役社長谷口真一に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当の役割、貢
献度、業績の評価及びKPI達成率を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。

4. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- イ. 監査等委員である取締役 田村康明氏の重要な兼職先である田村康明法律事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - ロ. 監査等委員である取締役 瀬古智昭氏の重要な兼職先である鳥取あおぞら法律事務所、鳥取空港ビル株式会社、株式会社山陰合同銀行と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - ハ. 監査等委員である取締役 池原浩一氏の重要な兼職先である池原公認会計士事務所、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター、株式会社グラッドキューブと当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
田 村 康 明	当事業年度に開催された取締役会11回、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。主に、弁護士としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、法務に関する観点より積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会委員として、当事業年度に開催された委員会5回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
瀬 古 智 昭	当事業年度に開催された取締役会11回、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。主に、弁護士・公認会計士としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、法務・会計に関する観点より積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、報酬委員会委員長及び指名委員会委員として、当事業年度に開催された委員会5回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
池 原 浩 一	当事業年度に開催された取締役会11回、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。主に、公認会計士としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、会計・税務に関する観点より積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会委員長及び報酬委員会委員として、当事業年度に開催された委員会5回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 PwC京都監査法人

2. 責任限定契約に関する事項
当社は、定款に会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。
当該規定に基づき、当社が会計監査人との間で締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
(責任限定契約の内容の概要)
会社法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、賠償責任を法令が定める限度額までとしております。

3. 補償契約に関する事項
該当事項はありません。

4. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	23百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の主要な連結子会社である昆山日セラ電子器材有限公司、NICERA PHILIPPINES INC.及び上海日セラセンサ有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5. 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由
当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

6. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

7. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

Ⅵ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の向上に努め、事業の発展の基礎となる財務体質を確保した上で、資本コストに配慮した株主還元を行うこととしております。

この方針に基づき決算状況を勘案した適切な株主還元の決定を行っていく考えであり、従来から株式分割、増配、記念配当、自社株購入等を適宜実施して参りました。

内部留保金につきましては、企業価値を更に高めるため、新製品の開発、製品改良、生産設備の合理化等に投資して参ります。

当期の配当額につきましては、業績及び配当性向、株主資本配当率(DOE)、資本コストなど含め総合的に勘案し、普通配当1株当たり50円とすると共に、業績が堅調に推移したことと、株主の皆様のご支援にお応えするべく特別配当を1株当たり75円とし、あわせて1株当たり125円とさせていただきますと存じます。

期末配当金に関するお知らせ

期 末 配 当 金	1株につき125円（うち特別配当75円）
期 末 配 当 金 の 基 準 日	2022年12月31日
支 払 開 始 日	2023年3月7日（火曜日）
配 当 原 資	利益剰余金

(注) 本事業報告中に記載の金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	47,032	流動負債	7,177
現金及び預金	30,743	支払手形及び買掛金	2,542
受取手形及び売掛金	4,691	設備関係支払手形	357
電子記録債権	2,686	電子記録債務	1,854
棚卸資産	7,923	未払金	379
その他	989	未払法人税等	1,591
貸倒引当金	△1	賞与引当金	22
		役員賞与引当金	39
		その他	389
固定資産	11,971	固定負債	956
有形固定資産	10,480	退職給付に係る負債	284
建物及び構築物	3,691	繰延税金負債	608
機械装置及び運搬具	3,372	その他	63
土地	2,996	負債合計	8,133
建設仮勘定	260		
その他	159	純資産の部	
無形固定資産	205	株主資本	45,280
土地使用権	190	資本金	10,994
その他	14	資本剰余金	13,319
投資その他の資産	1,285	利益剰余金	29,980
投資有価証券	1,093	自己株式	△9,014
繰延税金資産	65	その他の包括利益累計額	3,493
その他	231	その他有価証券評価差額金	108
貸倒引当金	△105	為替換算調整勘定	3,258
		退職給付に係る調整累計額	126
資産合計	59,003	非支配株主持分	2,095
		純資産合計	50,869
		負債・純資産合計	59,003

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		23,258
売上原価		16,442
売上総利益		6,816
販売費及び一般管理費		2,638
営業利益		4,178
営業外収益		
受取利息及び配当金	367	
為替差益	280	
受取地家賃	160	
その他	47	855
営業外費用		
賃貸収入原価	86	
その他	0	87
経常利益		4,946
特別利益		
収用補償金	3,971	
補助金収入	1	3,973
特別損失		
固定資産売却損	17	
固定資産除却損	21	
固定資産圧縮損	1	
特別退職金	679	
棚卸資産処分損	179	
減損損失	156	1,056
税金等調整前当期純利益		7,863
法人税、住民税及び事業税	2,179	
法人税等調整額	568	2,748
当期純利益		5,115
非支配株主に帰属する当期純利益		92
親会社株主に帰属する当期純利益		5,022

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	25,042	流動負債	5,899
現金及び預金	13,219	支払手形	492
受取手形	36	設備関係支払手形	357
売掛金	4,420	買掛金	1,808
電子記録債権	2,686	電子記録債務	1,854
棚卸資産	3,284	未払金	257
関係会社短期貸付金	200	未払費用	123
未収入金	1,202	未払法人税等	857
その他	13	前受金	36
貸倒引当金	△20	預り金	37
固定資産	16,876	賞与引当金	22
有形固定資産	7,275	役員賞与引当金	39
建物	2,731	その他	10
構築物	41	固定負債	236
機械及び装置	1,155	退職給付引当金	172
車両運搬具	7	その他	63
工具、器具及び備品	82	負債合計	6,135
土地	2,996	純資産の部	
建設仮勘定	259	株主資本	35,674
無形固定資産	13	資本金	10,994
ソフトウェア	12	資本剰余金	13,319
電話加入権	1	資本準備金	12,606
その他	0	その他資本剰余金	713
投資その他の資産	9,586	自己株式処分差益	713
投資有価証券	1,093	利益剰余金	20,374
関係会社株式	266	利益準備金	224
関係会社出資金	7,838	その他利益剰余金	20,149
繰延税金資産	292	固定資産圧縮積立金	284
その他	199	別途積立金	12,322
貸倒引当金	△105	繰越利益剰余金	7,542
資産合計	41,918	自己株式	△9,014
		評価・換算差額等	108
		その他有価証券評価差額金	108
		純資産合計	35,783
		負債・純資産合計	41,918

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		20,415
売上原価		15,008
売上総利益		5,407
販売費及び一般管理費		1,475
営業利益		3,931
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,519	
貸倒引当金戻入額	0	
為替差益	192	
受取地代家賃	121	
雑収入	11	1,846
営業外費用		
賃貸収入原価	61	61
経常利益		5,716
特別利益		
固定資産売却益	28	
子会社株式売却益	6	
補助金収入	1	36
特別損失		
固定資産除却損	5	
固定資産圧縮損	1	
減損損失	156	163
税引前当期純利益		5,589
法人税、住民税及び事業税	1,361	
法人税等調整額	△229	1,132
当期純利益		4,456

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書		2023年2月24日			
日本セラミック株式会社 取締役会御中					
		PwC京都監査法人 京都事務所			
		指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	松	永 幸 廣
		指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	野	村 尊 博
監査意見					
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本セラミック株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。					
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本セラミック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。					
監査意見の根拠					
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。					
その他の記載内容					
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。					
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。					
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。					
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。					
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。					

	招集ご通知
	株主総会参考書類
	事業報告
	連結計算書類
	計算書類
	監査報告書

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

日本セラミック株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指定社員
業務執行社員
指定社員
業務執行社員

公認会計士

松 永 幸 廣
野 村 尊 博

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本セラミック株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知	計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
	経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
	計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
	監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
株主総会参考書類	計算書類等の監査における監査人の責任
	監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
	監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
	・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
事業報告	・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
	・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
	・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
	・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
連結計算書類	監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
	監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
	利害関係
	会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
計算書類	以上
	監査報告書

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について各取締役及びその使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、各監査等委員の職務分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、各取締役及びその使用人等から職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査しました。また、関係会社については、関係会社の責任者及び各担当者と意思の疎通及び情報の交換を図り、定期的に関係会社から事業報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務執行について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 取締役の職務執行に関する不正行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められません。
- ② 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月27日

日本セラミック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 市 川 和 人 ㊟

監査等委員 田 村 康 明 ㊟

監査等委員 瀬 古 智 昭 ㊟

監査等委員 池 原 浩 一 ㊟

(注) 監査等委員 田村康明、瀬古智昭及び池原浩一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主メモ	
事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	定時株主総会・期末配当 毎年12月31日 中間配当 毎年6月30日（注） その他必要がある場合、あらかじめ公告する一定の日 （注）剰余金の配当につきましては、当社は従来から年1回期末配当のみを実施しております。
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く）
インターネット ホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
上場金融商品取引所	東京証券取引所 プライム市場
単元株式数	100株
公告方法	電子公告により行う 公告掲載URL https://www.nicera.co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。）

● **株式事務に関するお問い合わせ先**

株主様の各種お手続き（住所変更、単元未満株式の買取・買増等）の窓口については、ご所有の株式が記録されている口座によって異なります。

証券会社に口座を開設されている株主様	お取引口座のある証券会社にお申し出ください。
「特別口座*」に記録されている株主様	当社の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

* 「特別口座」とは、株券電子化移行時に株式会社証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けていない株主様の権利を確保するため、当社が開設している口座です。

● **期末配当金の支払について**

第48期期末配当金は、2023年2月3日開催の取締役会において、剰余金の配当について決議し、期末配当金に関しましては、1株につき125円（うち特別配当75円）、支払開始日を2023年3月7日としてお支払することを決議しております。

期末配当金は、「第48期期末配当金領収証」により、払渡し期間（2023年3月7日から2023年4月10日まで）内に、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取り願います。

また、配当金の口座振込をご指定の方は「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方は「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をご確認ください。

● **未払配当金の支払について**

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

● **決議通知について**

定時株主総会の決議の結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nicera.co.jp/ir>）に掲載いたします。なお、当該開示をもって決議通知に代えさせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

日時 | 2023年3月24日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
会場 | 鳥取県鳥取市尚徳町101番地5
とりぎん文化会館（鳥取県民文化会館）第2会議室



- 徒歩
J R 鳥取駅から若桜街道を県庁方向へ 約20分
- バス
路線バス
鳥取バスターミナル（J R 鳥取駅横）から
湖山・鳥大線・賀露線など
「県庁日赤前」下車すぐ
100円循環バス「くる梨」利用
鳥取バスターミナル（J R 鳥取駅横）から
20分おきに運行
赤コース、青コース、緑コースいずれも
「とりぎん文化会館」下車すぐ
- 鳥取砂丘コナン空港（鳥取空港）から
タクシー 約15分
空港連絡バスで「県庁日赤前」下車すぐ

駐車場は台数に限りがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。